

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	1 税等の収納率の維持					
所管部課	部名	市民環境部	課名	債権管理対策課		
課題と改革の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替利用者の維持・向上を図る。 ・慢性滞納者の縮減を図る。 ・滞納額の縮減を図る。 ・「生活困窮者自立支援事業」に繋ぎ、滞納者の自立を図る。 					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・期限内納付、自主納付の増加及び滞納額並びに滞納者の縮減が図られ、市民生活の安定につながる。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納管理システムを更新し、効率的な滞納管理を行い、収納率の維持を図る。 ・窓口業務担当者と連携して口座振替を推進する。 ・生活困窮者支援対策(健康福祉部、社会福祉協議会)の相談窓口と連携し、滞納者の自立を図る。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・高い収納率の維持 ・滞納管理システムの更新 ・滞納額及び慢性滞納者の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・高い収納率の維持 ・滞納額及び慢性滞納者の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・高い収納率の維持 ・滞納額及び慢性滞納者の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・高い収納率の維持 ・滞納額及び慢性滞納者の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・高い収納率の維持 ・滞納額及び慢性滞納者の縮減
	実績	⇒	⇒			
		滞納金額は縮減した。 滞納繰越分 収納率 35.66% 現年分 収納率 98.64%	滞納金額は縮減した。 滞納繰越分 収納率46.82% 現年分 収納率99.60%			
	成果	市税等強制公債権の翌年度への滞納繰越額は64,717千円となった。	市税等強制公債権の翌年度への滞納繰越額は48,502千円となった。			
課題	引き続き口座振替を推進する。また、国が進めるDX推進計画も視野にいれつつ、税金等納付方法についてさらに検討を進め、実現可能な納付方法について組織的に検討を進める必要性あり。	引き続き口座振替を推進する。また、国が進めるDX推進計画も視野にいれつつ、税金等納付方法についてさらに検討を進め、実現可能な納付方法について組織的に検討を進める。				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	2 使用料等の収納率の維持・向上					
所管部課	部名	市民環境部	課名	債権管理対策課		
課題と改革の方向	<p>私債権及び非強制公債権(以下「私債権等」という。)の管理のために、雲南市市税等滞納整理本部会議(以下「本部会議」という。)において、次に示す私債権等の管理の適正化への方策を協議し各私債権等所管課で対応して行く。</p> <p>①改正民法に則した、未収金管理を行う。(時効管理等)</p> <p>②債権名義取得を視野に入れた収納対策の強化。</p> <p>③債権放棄の適正化。</p> <p>④生活困窮者については、「生活困窮者自立支援事業」に繋いで未納者の自立を図る。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 各私債権等所管課が、個別に行っている未収金整理の流れを統一することによって収納率の維持・向上が図られる。 適正な債権放棄により、未収金の適正な管理が図られる。 生活困窮者の自立が図られる。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議による私債権などの管理の適正化に向けた方針等の決定 私債権の管理に関する条例に則した債権管理及び裁判を視野に入れた未収金整理業務 新型コロナウイルス感染症対策の実施に伴う、雲南市としての対応についての検討 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・本部会議の決定方針に基づき、各私債権等の収納率維持、向上と過年度収入金の縮減	・本部会議の決定方針に基づき、各私債権等の収納率維持、向上と過年度収入金の縮減	・本部会議の決定方針に基づき、各私債権等の収納率維持、向上と過年度収入金の縮減	・本部会議の決定方針に基づき、各私債権等の収納率維持、向上と過年度収入金の縮減	・本部会議の決定方針に基づき、各私債権等の収納率維持、向上と過年度収入金の縮減
	実績	⇒	⇒			
		例年開催されている滞納対策本部会議のほか、新型コロナウイルス感染症対策の対応による会議の開催必要に応じて開催した。慢性滞納者に対し、裁判所への出訴予告書を送付した。(支払い督促の予告書)	例年開催されている滞納対策本部会議のほか、部会を開催し、適正な私債権管理が進められるよう協議を行った。慢性滞納者に対し、裁判所への出訴予告書を送付した。(支払い督促の予告書)			
	成果	各使用料等の担当課と連携、生活困窮者自立支援事業担当課、相談員との連携により滞納額の縮減が図られた。	各使用料等の担当課と連携、生活困窮者自立支援事業担当課、相談員との連携により滞納額の縮減が図られた。			
課題	滞納者へ出訴を前提にした対応。生活困窮者支援事業担当課や相談員との情報共有による滞納者への対応。	滞納者へ出訴を前提にした対応。債権の適正な管理、支払督促等実施。生活困窮者支援事業担当課や相談員との情報共有による滞納者への対応。				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	3 産業振興による企業誘致					
所管部課	部名	産業観光部	課名	商工振興課		
課題と改革の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び企業誘致専門機関との連携による情報収集及び企業誘致活動 ・企業の新規立地及び増設の促進 					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域雇用の確保と、市税等の歳入確保 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が配置する企業誘致専門員との連携による企業誘致活動 ・企業立地優遇制度を活用した新規立地や増設の促進活動の展開 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・県企業誘致専門員との連携による企業誘致活動 ・企業立地優遇制度を活用した立地促進活動の展開 ・専門系事務職場の誘致活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業誘致専門員との連携による企業誘致活動 ・企業立地優遇制度を活用した立地促進活動の展開 ・専門系事務職場の誘致活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業誘致専門員との連携による企業誘致活動 ・企業立地優遇制度を活用した立地促進活動の展開 ・専門系事務職場の誘致活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業誘致専門員との連携による企業誘致活動 ・企業立地優遇制度を活用した立地促進活動の展開 ・専門系事務職場の誘致活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業誘致専門員との連携による企業誘致活動 ・企業立地優遇制度を活用した立地促進活動の展開 ・専門系事務職場の誘致活動の展開
	実績	⇒	⇒			
		<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による優遇制度利用促進活動 ・企業団地視察受入 ・事務系職場誘致推進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による優遇制度利用促進活動 ・企業団地視察受入 ・事務系職場誘致推進事業の実施 			
	成果	企業立地計画認定【新設】0件(累計15件) 【増設】3件(累計35件)	企業立地計画認定【新設】2件(累計17件) 【増設】2件(累計37件)			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業立地課や誘致専門員との連携強化 ・企業団地第2期計画の早期実現 ・誘致対象企業の情報取得と絞込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業立地課や誘致専門員との連携強化 ・企業団地第2期B工区の早期実現 ・誘致対象企業の情報取得と絞込み 				
特記事項	将来的を見据えた人材確保や人材育成が大きな課題である					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	V 挑戦し活力を産みだすまち 《産業》
施策	37 商工業の振興
基本事業	1 新たな雇用の場づくり

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	4 基金の有効活用と整理統合					
所管部課	部名	総務部	課名	財政課		
課題と改革の方向	<p>特定目的基金については、その目的のための計画的な取り崩しを行なうとともに、初期の目的を達成した基金については、統廃合を行なう。</p> <p>資金運用については、特定財源の早期歳入を進める上で、必要最小限とし、国債、地方債による運用など有利な基金運用を目指す。</p>					
期待される改革効果	・将来の財政運営の安定					
改革内容及び年次計画	内容	・中期財政計画に基づく基金の有効活用と整理統合				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・財政調整基金・減債基金の繰入 4.0億円 ・国債、地方債による基金の運用	・財政調整基金・減債基金の繰入 1.8億円 ・国債、地方債による基金の運用	・財政調整基金・減債基金の繰入 6.0億円 ・国債、地方債による基金の運用	・財政調整基金・減債基金の繰入 5.0億円 ・国債、地方債による基金の運用	・財政調整基金・減債基金の繰入 5.0億円 ・国債、地方債による基金の運用
	実績	⇒	⇒			
		財政調整基金取崩額なし 減債基金繰入額：90百万円	財政調整基金、減債基金とも取り崩しなし。			
成果	昨年度より、収支不足の圧縮ができた。(R元年度：△1.2億円)	【積立】減債基金5.0億円、大規模基金1.3億円、コロナ基金1.3億円、永井博士基金0.5億円				
課題	特になし。	特になし。				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	4 効率・効果的な財産の管理運用

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	5 ふるさと納税制度の普及・推進					
所管部課	部名	政策企画部	課名	政策推進課		
課題と改革の方向	ふるさと納税については、財源確保のために有効な制度であり、年々寄附が増加している。現在、商品発送等の代行業務を3社へ委託しているが、3社とも市外の事業者でかつ事務が煩雑なることから、将来的には1社契約(市内事業者)とすることが望ましい。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税制度は、寄附者の意思をまちづくりに反映することができるため関係人口の増加、雲南市をPRすることにより観光などの交流人口の増加、産品を提供にすることにより産業の活性化が図られて、雇用の増加、定住人口の増加にもつながる。 商品発送業務を、市内の事業者への委託することで、地域への経済波及効果が期待できる。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ■返礼品発送業務を市内事業者へ委託する。 ・専用PC・ふるさと納税管理システム導入 ・業務委託先の検討 ・市内の事業者へ業務委託 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	◎	⇒	⇒	⇒
		・システム導入 ・業務委託先の再検討	・推進体制の検討 ・業務委託先の再検討	・市内の事業者へ業務委託	・市内の事業者へ業務委託	・市内の事業者へ業務委託
	実績	△	◎			
		・商品発送等の代行業務のプロポーザルを実施。 ・ふるさと納税システムの導入	・商品発送等の代行業務を市内事業者へ業務委託			
成果	R2.4月～R3.2月末 【寄附額】 205,159,496円 (+1.1倍) 【寄附者数】 7,258人(+1.1倍)	R3.3月～R4.2月末 【寄附額】 235,672千円(+1.15倍) 【寄附者数】 8,089人(+1.1倍)				
課題	・商品発送等の代行業務のサポート ・12～1月上旬の繁忙期の体制	・寄附拡大に向けた制度見直し(使途・定期便等の見直し) ・12～1月上旬の繁忙期の体制				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	6 企業版ふるさと納税制度の推進					
所管部課	部名	政策企画部	課名	政策推進課		
課題と改革の方向	内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和元年度までの間、法人関係税に係る税額控除の措置が講じられている。現在、税額控除の特例措置を5年間延長すること、税額控除割合を3割から6割に引き上げることなどの要望が提出されており、今後の制度の見直しによって活用促進につながる。(税額控除割合の引き上げなどの拡充、5年間延長などが盛り込まれた令和2年税制改正の大綱が令和元年12月20日閣議決定)					
期待される改革効果	・制度が改正され、期間が延長された場合、財源確保のため、積極的に推進していく必要があるが、限られた人員の中、効果的・効率的に納税してもらうための推進方法を検討する必要がある。					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係課との協議を進め、効果的・効率的に事業を推進する。 ・商工振興課との連携強化 ■ 寄附の拡大を図るため、中間支援組織との連携を検討する。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	⇒	△	◎	⇒
		・事業実施に関する協議	・事業推進	・事業推進 ・中間支援組織との連携の検討	・事業推進 ・中間支援組織への業務委託の実施	・事業推進
	実績	⇒	⇒			
		・商工振興課から企業へ声かけ ・成果報告と取組のPR	・商工振興課から企業へ声かけ ・成果報告と取組のPR			
成果	3社:300万円 (うち継続企業2社)	3社:2900万円 (うち継続企業3社)				
課題	・継続的な寄附の獲得 ・新規企業へのアプローチ	・継続的な寄附の獲得 ・新規企業へのアプローチ				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	7 広告募集等新たな財源確保					
所管部課	部名	総務部	課名	総務課 行財政改革推進室		
課題と改革の方向	新たな財源の確保策として、市有財産への広告掲載等による歳入の確保を進める。					
期待される改革効果	・一般財源の確保					
改革内容及び 年次計画	内容	・市報、市ホームページ、市封筒、市営バスへの広告の掲載募集 ・市有財物等を活用した新たな広告の検討				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・広告の掲載募集、掲載 ・新規広告の検討	・広告の掲載募集、掲載 ・新規広告の検討	・広告の掲載募集、掲載 ・新規広告の検討	・広告の掲載募集、掲載 ・新規広告の検討	・広告の掲載募集、掲載 ・新規広告の検討
	実績	⇒	⇒			
		市ホームページ、市報、固定資産税納税通知書送付用封筒への広告募集及び広告掲載	市ホームページ、市報、固定資産税納税通知書送付用封筒への広告募集及び広告掲載			
成果	収入額 395千円 ・市HP 4件 ・市報 12件 ・固定資産税納税通知書送付用封筒 1件	収入額 571千円 ・市HP 4件 ・市報 10件 ・固定資産税納税通知書送付用封筒 1件				
課題	上記以外の市有財産等を活用した独自収入の確保の検討	上記以外の市有財産等を活用した独自収入の確保の検討				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	II 受益者負担の適正化を進めます。					
取り組み名	1 手数料の適正化					
所管部課	部名	市民環境部	課名	市民生活課		
課題と改革の方向	受益者負担を基本とし、適正な財源を確保するため、手数料の定期的な見直しを行う。利用者の理解が得られる料金設定が必要である。					
期待される改革効果	・負担の公平性の確保					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度改定の手数料について、5年後を目途に見直しを検討する。 他市の手数料調査。 交付事務コストの分析作業。 公用申請等の取扱いの適正化に努め、公平なサービス提供を行なう。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	△	◎
		・他市の手数料の調査	・他市の手数料調査	・他市の手数料調査	・他市の手数料調査	・手数料見直しの検討 ・交付事務コストの検討
	実績	△	△			
		県内他市の手数料の調査を行った。	県内他市の手数料の調査を行った。			
成果	特になし	特になし				
課題	サービスの向上(コンビニ交付)と手数料について、継続的な検証を行う必要がある。	サービスの向上(コンビニ交付)と手数料について、継続的な検証を行う必要がある。				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	II 受益者負担の適正化を進めます。					
取り組み名	2 施設使用料及び減免規定の見直し					
所管部課	部名	総務部	課名	総務課 行財政改革推進室		
課題と改革の方向	<p>受益者負担の適正化や施設の維持管理経費の増加等を考慮し、平成30年度に施設使用料の見直し作業を行なった。また、令和元年10月の消費税率の引き上げに合わせた公の施設の使用料を改定を行った。</p> <p>使用料はおおむね5年ごとに見直し作業を行なうこととなっているため、今回は令和5年度に使用料の見直しを検討する予定。</p> <p>また、使用料の見直しにあわせ、使用料の減免およびその取扱いについても見直しを検討する。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担の原則と共通的な使用料算定ルールに基づいた適正な使用料を設定することで、負担の適正化や公平性の確保が図られるとともに、財源の確保にもつながる。 減免規定の見直しにより、過不足のない使用料収入を得ることが可能となる。 					
改革内容及び年次計画	内容	施設の利用状況や維持管理経費の実態把握に努め、5年後を目途に見直しを検討する。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	◎	△
		<ul style="list-style-type: none"> 現状の使用料の適用 利用状況と維持管理経費の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の使用料の適用 利用状況と維持管理経費の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の使用料の適用 利用状況と維持管理経費の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> 実態把握に基づいて公の施設の使用料及び減免規定の見直しを検討・決定 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の使用料の適用 利用状況と維持管理経費の実態把握
	実績	△	△			
		R1改定の使用料に基づく使用料徴取	R1改定の使用料に基づく使用料徴取			
成果	統一的基準による使用料の設定	統一的基準による使用料の設定				
課題	<ul style="list-style-type: none"> 次期使用料改定に向け公費負担、受益負担のあり方について検討 減免規定の適用範囲等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 次期使用料改定に向け公費負担、受益負担のあり方について検討 減免規定の適用範囲等の検討 				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	II 受益者負担の適正化を進めます。					
取り組み名	3 市営住宅駐車場の有料化					
所管部課	部名	建設部	課名	建築住宅課		
課題と改革の方向	<p>現在敷地内の空地や駐車場は自主的な共同利用により活用されている。しかし団地の建設年度が異なり、駐車場整備や管理に格差が生じていることや、公営住宅における駐車場管理の動向から、改めて市営住宅駐車場管理運営の適正化が求められる状況である。今後は、既に実施している他市等の動向を踏まえ検討する。</p> <p>また、当初は駐車場の舗装化等の財源確保が必要となるが、有料化後は安定した収入が見込まれる。</p>					
期待される改革効果	・市有資産の適正な管理運営と公平な受益者負担及び管理経費の財源確保					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針の決定 ・駐車料金の決定 ・駐車場管理方法の決定 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	○	◎	⇒	⇒	⇒
		・舗装工事実施 ・条例整備	・入居者説明 ・駐車場管理組合の設置	・徴収開始	・徴収業務	・徴収業務
	実績	△	△			
		舗装整備の予算要求	澄水団地、三刀屋団地、中郡団地について駐車場舗装工事を実施			
成果	なし	なし				
課題	・他市等を参考に使用料の試算を行い、使用料の素案を決定する。	・駐車場の状況について団地毎に調査を行い、実態に即した使用料の素案を決定する。				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	II 受益者負担の適正化を進めます。					
取り組み名	4 水道料金の見直し					
所管部課	部名	上下水道部	課名	総務課		
課題と改革の方向	人口減少、節水機器の普及等に伴い、水需要は今後減少すると見込まれている。一方、施設・管路の更新や災害に備えた耐震化など事業費用は増加し、水道事業経営は厳しい状況が予想される。施設の統廃合などを含め、アセットマネジメントによる将来の更新計画を策定し、今後も適正な料金水準を設定していく必要がある。今回は、平成29年4月に水道料金の改定を行っており、今後も一定期間(3～5年)での水道料金の見直しを図る。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業経営の安定化 ・住民負担の軽減 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の水道料金は、料金算定期間を平成29年度～令和3年度の5年間としているが、第2次雲南市水道事業総合整備計画及び水道事業経営戦略等の進捗状況を確認しつつ、料金算定時の推計と比較しながら、一定期間での水道料金の見直しを図っていく。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	○	⇒	◎	⇒	△
		・第2次雲南市水道事業総合整備計画中間(5ヵ年)見直し	・水道料金検討	・審議会への諮問 ・審議会からの答申	・水道料金改定	・改定後の検証
	実績	⇒	△			
		<ul style="list-style-type: none"> ・純利益 107,726千円 ・給水原価 295.09円 ・経常収支比率 108.79円 	水道料金改定スケジュールの見直し			
成果	<ul style="list-style-type: none"> 純利益 (53,428千円増) 給水原価 (△62.17円) 経常収支比率 (4.69%増) 概ね計画を上回る成果となっている	下水道使用料の改定(R4から)を優先し、水道料金の改定はR6年度からとする				
課題	下水道使用料の改定と併せて改定時期を検討する必要がある。	R4年度には上下水道料金等審議会を開催する必要がある。				
特記事項	・第2次雲南市水道事業総合整備計画の見直しは令和3～4年度実施予定					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	II 安全・安心で快適なまち << 定住環境 >>
施策	14 上水道の整備
基本事業	3 水道経営の安定化

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	II 受益者負担の適正化を進めます。					
取り組み名	5 下水道使用料の見直し					
所管部課	部名	上下水道部	課名	総務課		
課題と改革の方向	下水道使用料は、平成20年度料金統一後改定されておらず、早期に検討する必要がある。また、人口減少や水道使用量の減少に伴い、下水道使用料収入も減少することが見込まれる。今後、施設の更新、一般会計の負担の軽減等、将来を見据えた使用料の設定をする必要がある。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な市民の費用負担 ・下水道事業経営の安定化 					
改革内容及び年次計画	内容	下水道事業は、令和6年度から全ての事業に法適用をするため、今後より一層独立採算が求められる。汚水処理施設整備構想に基づく施設統合等、経費縮減に努める。下水道使用料の改定にあたっては、審議会において今後の方針等を協議する。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	◎	⇒	⇒	△	○
		・審議会への諮問 ・審議会からの答申	・下水道使用料改定	・改定後の検証	・改定後の検証	・改定後の検証、必要に応じ見直し検討
	実績	△	◎			
		・審議会へ下水道使用料の検討についての説明 ・適正な使用料について検討	・下水道審議会へ諮問、答申			
成果	・R3年度に審議会へ諮問する案を作成	・答申された内容を基に令和4年度から段階的に使用料の改定を行う				
課題	・使用料改定予定をR3年度からR4年度へ1年送ることとなった。	・経済状況などを鑑み、段階的な改定となった				
特記事項	R4年度から約10%、R5年度から20%引き上げるように2段階の改定とする。					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	II 安全・安心で快適なまち 《定住環境》
施策	15 下水道の整備
基本事業	4 下水道経営の安定化

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	Ⅲ 地方債の借入を抑制します。					
取り組み名	1 財政健全化法に係る財政指標の適正化					
所管部課	部名	総務部	課名	財政課		
課題と改革の方向	中期財政計画に基づき、計画的な市債の借入と計画的な繰上償還を行い、実質公債費比率の適正化をめざす。					
期待される改革効果	・将来の財政運営の安定					
改革内容及び年次計画	内容	・地方債の借入と償還のバランス図り、将来の実質公債費比率の適正化を図る。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・地方債借入 5,258百万円 ・公債費 3,863百万円 ・実質公債費比率 11.1	・地方債借入 3,697百万円 ・公債費 3,769百万円 ・実質公債費比率 11.4	・地方債借入 4,378百万円 ・公債費 3,663百万円 ・実質公債費比率 11.4	・地方債借入 3,955百万円 ・公債費 4,167百万円 ・実質公債費比率 12.1	・地方債借入 2,755百万円 ・公債費 4,141百万円 ・実質公債費比率 12.9
	実績	⇒	⇒			
		・地方債借入 5,208百万円 ・公債費 3,869百万円 ・実質公債費比率 11.3	・地方債借入 3,697百万円 ・公債費 3,719百万円 ・実質公債費比率 11.4			
	成果	実質公債費比率が、11.3となった。	実質公債費比率が、11.4となった。			
課題	健全財政を維持するため、借入と償還のバランスを図り、実質公債費比率の抑制を図る必要がある。	健全財政を維持するため、借入と償還のバランスを図り、実質公債費比率の抑制を図る必要がある。				
特記事項	中期財政計画に基づく数値					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	Ⅲ 地方債の借入を抑制します。					
取り組み名	2 内部留保資金の効率的運用による地方債借入の抑制					
所管部課	部名	上下水道部	課名	総務課		
課題と改革の方向	<p>将来の給水人口の減少を見据え、起債償還の負担を抑制する。内部留保資金は、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を補填するものであり、単年度の起債借入額が大きくなるよう必要に応じ内部留保資金を活用していく。第2次雲南市水道事業総合整備計画では単独事業の起債比率を30%未満とし、内部留保資金残高を7.5億円以上の確保としている。</p> <p>併せて、毎年度整備計画の事業内容及び事業費の精査を行い、旧簡水エリアなど有利な起債を活用する。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業経営の安定化(将来負担額の軽減) ・固定資産対長期資本比率の低減 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な企業債の借入 ・第2次雲南市水道事業総合整備計画(平成28年度～令和7年度)等に基づく事業内容の精査 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	○	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・第2次雲南市水道事業総合整備計画中間見直し ・事業精査 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業精査 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業精査 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業精査 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業精査
	実績	○	△			
		<ul style="list-style-type: none"> ・企業債の借入の抑制(△159百万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次雲南市水道事業総合整備計画中間見直し着手 			
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・内部留保資金1,740,505千円 ・固定資産対長期資本比率99.13% 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産対長期資本比率90.68%(△8.45%減) 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・企業債の発行を抑えつつ計画を上回る内部留保資金を確保できているが、アセットマネジメントによる長期的な更新計画の策定の必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国平均は89.84%であり、引き続き安定経営に向けた内部留保資金の確保に努める。 				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次雲南市水道事業総合整備計画の見直しは令和3～4年度実施予定 					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	Ⅱ 安全・安心で快適なまち 《定住環境》
施策	14 上水道の整備
基本事業	3 水道経営の安定化

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	IV 内部管理経費を徹底して削減します。					
取り組み名	1 人件費の抑制					
所管部課	部名	総務部	課名	人事課		
課題と改革の方向	平成26年4月の一般職の職員総数は516人、普通会計では一般職474人で人件費総額は37億5千万円台であった。平成31年4月の一般職の職員総数は468人、普通会計では一般職436人で人件費総額は37億4千万円台となっている。職員数の減員や給与抑制によって、人件費総額の抑制を行ってきた。引き続き、人件費総額を抑制していくために、計画に沿った定員管理と適正な給与水準の維持に取り組む必要がある。					
期待される改革効果	・人件費総額の抑制につながる。					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職及び一般職の給料・手当の抑制措置を行ってきたが、市議会等から減額を終了すべきとの意見もいただいている。 ・令和2年度で現定員管理計画が終了することもあり、給料・手当の抑制措置について改めて今後の方向性を検討していく。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	△	△
		・検討	・検討	・検討	・検討	・検討
	実績	△	△			
		<ul style="list-style-type: none"> ・R2.3.31をもって一般職の給与減額終了 ・特別職(三役)はR2.11.30まで10%減額実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与削減は令和2年度で終了 ・災害等関連で定員管理計画を上回る職員採用(社会人枠中途等)。 			
成果	削減効果1.2百万円					
課題	人件費の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の抑制 ・職務職階制の見直し検討(誰もが無条件で統括主幹5級に昇任・昇格など) 				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	IV 内部管理経費を徹底して削減します。					
取り組み名	2 新たな入札方式の導入と手続きの合理化					
所管部課	部名	総務部	課名	管財課		
課題と改革の方向	新たな入札制度及び電子入札に対応するため、関係法令等の整備及び入札制度の周知を図る。電子入札制度の運用拡大の検討を図る。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 入札制度の整理による事務の統一及び入札執行による管理費の減額。 電子入札制度の適用範囲の拡大を図ることにより、参加事業者の負担軽減と事務の効率化が図られる。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の拡大 資格申請システムの導入 制度の効率的運用を目指し、要綱等の見直しを図る。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	△	△
		<ul style="list-style-type: none"> 電子入札対象案件の拡大(建築設計・監理業務:約7割) 資格申請システムの検討(物品) 電子入札対象案件の検討(物品) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の実施 資格申請システムの検討(物品) 電子入札対象案件の検討(物品) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の実施 資格申請システムの検討(物品) 電子入札対象案件の検討(物品) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の実施 資格申請システムの検討(物品) 電子入札対象案件の検討(物品) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の実施 資格申請システムの検討(物品) 電子入札対象案件の検討(物品)
	実績	△	△			
		<ul style="list-style-type: none"> 業務委託に総合評価方式入札の試行導入と低入札価格調査制度の導入 電子入札(約9割達成) 	<ul style="list-style-type: none"> R3から予定価格を事前公表に変更 災害復旧工事に特例措置を適用(契約保証の免除等) 			
	成果	<ul style="list-style-type: none"> 測量設計コンサルタント業務における品質確保 建築設計の電子入札参加 5/8→7/8者に増 	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者の事務負担の軽減・不正防止と事務効率化 			
	課題	予定価格の公表時期について検討	物品・一般業務の電子入札導入には中小事業者の理解・協力が必要			
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	5 時代にあった行政サービスの実現
基本事業	1 業務と組織機構の効率化

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	IV 内部管理経費を徹底して削減します。					
取り組み名	3 事務所衛生基準規則による室温設定の実施					
所管部課	部名	総務部	課名	管財課		
課題と改革の方向	地球温暖化の影響からか、夏季の高温、冬季の低温と、耐え難い気温が続く中、庁舎内の温度を適温に保ちつつも、エネルギー消費の抑制を図り、維持管理経費の節減を行う。 室温の政府推奨温度は、冷房時28℃、暖房時20℃であるが、これらに到達してからの空調機起動では、逆に機械への負荷がかかり過ぎる、デマンドの上昇を招くため、天候等から早めにこれを類推し起動させる。また、デマンド上昇の一因である、空調機の一斉起動をやめ、フロアごとや区画ごとなどを単位とする起動方法とする。					
期待される改革効果	・電気、木質チップ等の経費の節減					
改革内容及び年次計画	内容	・空調の適切な温度管理とクールビズ、ウォームビズを併せて実施することにより、庁舎内の不快感を抑え、以てデマンド抑制による契約電力量の低減を図る。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	○	⇒	⇒	⇒	⇒
		・夏季室温 26～28℃ ・冬季室温 20～22℃ ・契約電力 140KW以下	・夏季室温 26～28℃ ・冬季室温 20～22℃ ・契約電力 140KW以下	・夏季室温 26～28℃ ・冬季室温 20～22℃ ・契約電力 140KW以下	・夏季室温 26～28℃ ・冬季室温 20～22℃ ・契約電力 140KW以下	・夏季室温 26～28℃ ・冬季室温 20～22℃ ・契約電力 140KW以下
	実績	○	⇒			
		クールビズ・ウォームビズの実施	クールビズ・ウォームビズの実施			
成果	夏季の窓開け換気と熱交換器故障、冬期の異常低温によりデマンド上昇(160→181)	細やかな室温管理によりデマンド低下(181→171)				
課題	感染症予防のため、窓開け換気が実施され、室温管理の効率が悪化	・感染症予防の窓開け換気より、室温・湿度管理の効率が悪化				
特記事項	・サーバー増設、本庁舎職員増により電気使用量は増加傾向にある。 ・電気料金高騰(R4.2月分単価前年同期比130%)					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	IV 内部管理経費を徹底して削減します。					
取り組み名	4 公用車保有台数等の適正化					
所管部課	部名	総務部	課名	管財課		
課題と改革の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の配車基準がなく全庁での計画的な配車及び共有化、効果的な配車が行われなかったため、平成28年度の機構改革に併せ平成27年度に公用車適正配車計画を策定し、5年ごとに計画の見直しを行うことで公用車保有台数の適正化を図る。 ・公用車の更新についても基準がなく10年以上経過し老朽化した車両が多数存在しており適正な更新が行われなかったため、更新基準を設け計画的な更新を行い、職員の安全な利用を確保する。 					
期待される改革効果	・維持管理経費の節減					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車適正配車計画の策定及び見直し ・公用車保有台数の管理(3.3人に1台) ・計画的な公用車の更新 ・車両の軽自動車化 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・適正配車計画にそった保有台数の管理 ・計画的な公用車更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正配車計画にそった保有台数の管理 ・計画的な公用車更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正配車計画にそった保有台数の管理 ・計画的な公用車更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正配車計画にそった保有台数の管理 ・計画的な公用車更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正配車計画にそった保有台数の管理 ・計画的な公用車更新 ・適正配車計画の検証、見直し
		⇒	⇒			
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な公用車の更新 ・供用車予約方法の変更による効率的な運用 	災害復旧に対応するため、公用車を増車			
	成果	公用車(消防車両等を除く)6台減 138⇒132	公用車(消防車両等を除く)3台増 132⇒135			
課題	保有台数の縮減、軽自動車への転換	保有台数の縮減、軽自動車への転換				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	4 効率・効果的な財産の管理運用

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	IV 内部管理経費を徹底して削減します。					
取り組み名	5 未利用市有地等の処分の推進					
所管部課	部名	総務部	課名	管財課		
課題と改革の方向	未利用財産の処分が図れていないことから市有財産利活用方針を定め、未利用財産の処分を推進する。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理経費の節減 ・売払い及び貸付による財源の確保 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産利活用方針を策定 ・方針に基づき売却可能地を洗い出し、区分(利用・処分)し、リスト化 ・処分対象地を調査(境界杭・埋設物の有無等)し、リストへ反映 ・新たに用途廃止された財産の取扱いについて区分し、リストへ追加 ・売払い又は貸付の実施 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	○	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・売却可能地を洗い出し、区分 ・売払い又は貸付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに用途廃止された財産を区分しリスト化 ・売払い又は貸付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに用途廃止された財産を区分しリスト化 ・売払い又は貸付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに用途廃止された財産を区分しリスト化 ・売払い又は貸付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに用途廃止された財産を区分しリスト化 ・売払い又は貸付の実施
	実績	◎	⇒			
		<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産利活用基本方針を策定 ・基本方針に基づき個別資産利活用方針を策定 	R2個別方針策定分から8物件を入札、応札者なし			
成果	22件の個別利活用方針を策定し、内14件の売却可能財産をHPに公開	<ul style="list-style-type: none"> ・R3個別方針は災害対応により未策定 ・個別方針を策定すべき資産の洗い出し・調査を実施 				
課題	処分できそうな資産であっても、残存埋設物や道路との境界が未確定など、直ちに処分できない資産がある	処分できそうな資産であっても、残存埋設物や道路との境界が未確定など、直ちに処分できない資産がある				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	4 効率・効果的な財産の管理運用

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	V 施策、事業及び補助金等を見直します。					
取り組み名	1 補助金の交付基準の策定と見直し					
所管部課	部名	総務部	課名	財政課		
課題と改革の方向	各種団体等の運営費、活動費として経常的に交付されている補助金、負担金等について、補助金等交付基準に基づき、目的、効果、必要性、公平性等の観点から毎年度、補助金審査委員会により見直しを行う。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に対する行政関与の適正化 補助費総額の抑制 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 現在交付されている補助金等について、再点検を行い、行政関与の必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証する。 補助金の整理統合に努める。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		補助金審査の実施	補助金審査の実施	補助金審査の実施	補助金審査の実施	補助金審査の実施
	実績	⇒	⇒			
		補助金審査の実施	補助金審査の実施			
成果	補助金審査結果を令和3年度当初予算編成へ反映	補助金審査結果を令和3年度当初予算編成へ反映				
課題	補助金審査結果と当初予算計上額に乖離がある。	補助金審査結果と当初予算計上額に乖離がある。				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	VI 公営企業及び特別会計の健全化を図ります。					
取り組み名	1 特別会計の整理統合					
所管部課	部名	総務部	課名	財政課		
課題と改革の方向	【特別会計の廃止等】 制度改正等により、特別会計の必要性が無くなった場合は、廃止等を検討する。 【公営企業会計への移行】 制度改正に等により、特別会計から公営企業会計へ移行が必要となる場合は、速やかに移行する。					
期待される改革効果	・予算の透明性の向上					
改革内容及び年次計画	内容	・特別会計の整理統合と公営企業への移行				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・公共下水道事業の公営企業への移行 ・土地区画整理事業特別会計の廃止	・事業終了等に合せ特別会計の廃止を検討し、可能な特別会計は廃止	・事業終了等に合せ特別会計の廃止を検討し、可能な特別会計は廃止	・事業終了等に合せ特別会計の廃止を検討し、可能な特別会計は廃止	・生活排水処理事業特別会計の公営企業への移行
	実績	⇒	⇒			
		・公共下水道事業の公営企業への移行	特になし			
成果	計画どおり実施できた。	特になし				
課題	特になし	特になし				
特記事項	・令和2年度から下水道事業が公営企業会計へ移行 ・令和6年度から生活排水処理事業特別会計全体が公営企業会計へ移行					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	VI 公営企業及び特別会計の健全化を図ります。					
取り組み名	2 繰出基準の策定					
所管部課	部名	総務部	課名	財政課		
課題と改革の方向	中期財政計画を基本に予算編成において、繰出必要額を精査する。					
期待される改革効果	・企業会計・特別会計運営の効率化、健全化					
改革内容及び年次計画	内容	・繰出基準と繰出金の精査				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・繰出し基準等の考え方にに基づき繰出額を決定	・繰出し基準等の考え方にに基づき繰出額を決定	・繰出し基準等の考え方にに基づき繰出額を決定	・繰出し基準等の考え方にに基づき繰出額を決定	・繰出し基準等の考え方にに基づき繰出額を決定
	実績	⇒	⇒			
		経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。	経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。			
成果	経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。	経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。				
課題	国の制度見直しなどに伴い、繰出基準の再協議が必要。	国の制度見直しなどに伴い、繰出基準の再協議が必要。				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から下水道事業が公営企業会計へ移行 ・令和6年度から生活排水処理事業特別会計全体が公営企業会計へ移行 ・市立病院改築が終了し、繰出基準について再検討が必要 					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	VI 公営企業及び特別会計の健全化を図ります。					
取り組み名	3 雲南市立病院の経営健全化					
所管部課	部名	健康福祉部／病院事業部	課名	健康づくり政策課／企画財政課		
課題と改革の方向	平成28年度に地域医療構想に基づき新公立病院改革プラン(平成28年度～令和2年度)の作成を行い1年ごとに検証を行っているが、現計画では令和2年度が最終年度となる。その後は、ポスト新公立病院改革プラン(令和3年度～令和7年度)を策定し、健全経営の持続を図る。 今後、病院建設の起債償還額が令和5年以降にピークを迎えるため、内部留保資金の確保が重要である。新公立病院改革プラン、ポスト新公立病院改革プランを着実に実施できるよう計画を進める。 市からの繰出金については適切な財政支援を行うため3年毎に見直しを行い、経営の健全化に資する。					
期待される改革効果	市民が安心して生活できる医療の提供 ・安定した医師の確保 ・安定した医療器械器具の整備					
改革内容及び年次計画	内容	・経営改善の進捗確認				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	⇒	◎	⇒	⇒
		・新公立病院改革プランの検証	・新公立病院改革プランの検証 ・ポスト新公立病院改革プラン(令和3～7年度)の策定 ・ポスト新公立病院改革プラン(令和3～7年度)の開始	・ポスト新公立病院改革プランの検証 ・繰出金の見直し(3年毎)	・ポスト新公立病院改革プランの検証	・ポスト新公立病院改革プランの検証
	実績	△	⇒			
		R2年度決算見込 ・経常損失/純損失 184,834千円 ・内部留保資金 356,650千円 ・繰越内部留保資金 1,890,516千円 ・経常収支比率 96.3% ・病床利用率 80.0%	R3年度決算見込 ・経常損益/純利益 250,921千円 ・内部留保資金 777,612千円 ・繰越内部留保資金 2,662,128千円 ・経常収支比率 104.7% ・病床利用率 79.5%			
	成果	県の要請により感染症患者の受入れ体制を整えるため病床を確保したことにより、患者数の減となり、病床利用率が低下した。それに伴い入院外来収益は減収となった。一方で病床確保に対する補助金充当が収益減を上回り、経常収支比率は対前年度比で5.6ポイント、対改革プラン比で4.9ポイント上回る結果となった。	R2年度と同様、県の要請により新型コロナウイルス感染症(以下、「コロナ」という。)患者の病床を確保したことにより入院患者数は減少したが、コロナに対する診療報酬上の加算等により入院収益は増収となった。また、コロナ関係の補助金充当により経常収支は黒字計上となり、対前年度比で8.4ポイント上回る結果となった。			
課題	新型コロナウイルス感染症の影響で新たな改革ガイドラインが示されていないため、ポスト新公立病院改革プランが未策定	公立病院経営強化ガイドラインが示された(R4.3.29)。これに基づきR4年度中にプランを策定し、R5～R9年度で実施していく予定。				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	Ⅲ 支えあい健やかに暮らせるまち <<保健・医療・福祉>>
施策	19 地域医療の充実
基本事業	2 2次医療機関の充実

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	VI 公営企業及び特別会計の健全化を図ります。					
取り組み名	4 水道事業の経営健全化					
所管部課	部名	上下水道部	課名	総務課		
課題と改革の方向	<p>今後水需要の減少が見込まれ事業収益が減少する。一方、施設・管路の更新等や耐震化等事業費用の増加するなど水道事業経営は厳しい状況が予想される。</p> <p>施設の統廃合などアセットマネジメントによる長期的な更新計画の策定により、適正な料金水準を保持する必要がある。第2次雲南市水道事業総合整備計画及び水道事業経営戦略に基づき、計画の見直しを図りながら持続可能で長期的な視点での効率的な企業経営を図る。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業運営の安定化 ・適正な水道料金の維持 					
改革内容及び年次計画	内容	・第2次雲南市水道事業総合整備計画及び水道事業経営戦略の見直しを行う中での水道事業予算執行状況の確認				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・事業計画との比較による経営状況の確認と見直し	・事業計画との比較による経営状況の確認と見直し	・事業計画との比較による経営状況の確認と見直し	・事業計画との比較による経営状況の確認と見直し	・事業計画との比較による経営状況の確認と見直し
	実績	⇒	⇒			
		<ul style="list-style-type: none"> ・純利益 107,726千円 ・給水原価 295.09円 ・経常収支比率 108.79% 	<ul style="list-style-type: none"> ・純利益 83,072千円 ・給水原価 289.65円 ・経常収支比率 110.34% 			
成果	<ul style="list-style-type: none"> 純利益 (53,428千円増) 給水原価 (△62.17円) 経常収支比率 (4.69%増) 	<ul style="list-style-type: none"> 純利益 (28,774千円増) 給水原価 (△67.61円) 経常収支比率 (6.24%増) 				
課題	計画執行上、経営成績は良くなっているが、R2年度経常収益の8.1%は一般会計からの基準外繰入金であり、この解消を図っていく必要がある。	R3年度は純利益を計上できているが、それに伴う資金の確保が課題である。				
特記事項	総合整備計画 ・純利益54,298千円 ・給水原価357.26円 ・経常収支比率104.10%					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	II 安全・安心で快適なまち 《定住環境》
施策	14 上水道の整備
基本事業	3 水道経営の安定化

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	VI 公営企業及び特別会計の健全化を図ります。					
取り組み名	5 下水道事業の公営企業会計化					
所管部課	部名	上下水道部	課名	総務課		
課題と改革の方向	人口減少等による下水道排水量の減少や施設等の更新費用の増加が見込まれ、下水道事業経営は厳しさを増していく。将来にわたって持続可能な経営を確保するため「経営の見える化」による経営基盤の強化を目的とし、公共下水道事業を令和2年度から、公共下水道事業以外の事業について、令和6年度からの法適用を図る。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 資産の価値を正確に把握することで現有資産の最適化(効率的な資産活用)につなげる。 財務情報に基づく経営成績の把握により、職員の経営管理能力の向上やより適切な責任説明を果たす。 統一された会計方式により他団体との比較が容易になり、改善方法の検討につながる。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 例規の整備 資産の把握 固定資産システムの構築 企業会計システムの構築 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業の地方公営企業法適用 農業集落排水事業の固定資産調査 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業の固定資産調査 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業、合併浄化槽の固定資産調査 例規の整備 システムの変更改修 	<ul style="list-style-type: none"> 例規の整備 システムの試験運用 	<ul style="list-style-type: none"> 全事業の地方公営企業法適用
	実績	◎	⇒			
		<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業を法適用 令和5年度から農業集落排水事業等に地方公営企業法を適用決定 農業集落排水事業の固定資産調査 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業、浄化槽事業の固定資産調査 システムの変更改修 			
	成果	<ul style="list-style-type: none"> 法適用初年度の下水道事業の経常収支比率 119.65% 流動比率 21.02% 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支比率 116.61% 流動比率 21.63% 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 法適用後の経営繰出基準 使用料改定 	<ul style="list-style-type: none"> 法適用後の経営 内部留保資金による安定した経営 				
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	II 安全・安心で快適なまち << 定住環境 >>
施策	15 下水道の整備
基本事業	4 下水道経営の安定化